

## 概要

- 平成30年7月の「医療法及び医師法の一部を改正する法律（法律第79号）」の施行に伴い、令和3年4月以降に臨床研修を開始する研修医の募集定員は、地域医療対策協議会での協議を踏まえ、県が決定することとされている。
- 厚生労働省より山形県の令和5年度募集定員の設定上限が、【125+10名※<sup>1</sup>】と示されている。
- 令和5年度から研修を開始する研修医の募集定員は、令和4年度募集定員の算定方法をベースに下記（案）のとおり配分する。

※1 次の取組みの実施により、最大10名まで加算される。

- ① 医師少数区域（スポット）に所在する病院が令和4年度よりも募集定員を増加させる場合
- ② 医師少数区域（スポット）以外に所在する病院が、県内の医師多数区域以外の区域における研修を12週以上行うプログラムを新設する場合、又はこの条件を満たす既存プログラムの定員増を行う場合

## 令和4年度募集定員（120名）の算定方法

## 基礎数

- (1) 研修医受入実績  
直近3年間の研修医受入実績の最大値と同数を配分
- (2) 医師少数区域加算  
医師少数区域に所在する病院に対して(1)に加え1名を配分

+

## 加算要素

- (1) 医師派遣加算  
県内の医療機関等への医師派遣等が行われている常勤の医師数に応じて1～13名を配分
- (2) 小児科・産科プログラム加算  
小児科・産科研修プログラムを設置する病院に対して4名を配分
- (3) 医師確保促進加算  
希望募集定員数を確保するための取組みに応じて病院希望数を配分
- (4) 地域医療重点プログラム加算  
地域医療重点プログラムを設置する地域密着型臨床研修病院に1名を配分

## 令和5年度募集定員の算定方法（案）

- 令和4年度募集定員の算定方法を基に、山形県の令和5年度募集定員の設定上限の範囲内で各臨床研修病院へ配分する。なお、下記理由により、地域医療重点プログラムの募集定員を令和4年度募集定員より増加させた場合は、加算要素(4)地域医療重点プログラム加算において、同プログラムの定員数に合わせて加算を行う。※<sup>2</sup>。

（追加の理由）

- ・地域医療重点プログラムの周知不足を解消するための取組みとして、県内の地域密着型臨床研修病院等を巡る病院見学事業を今年度（3月）より実施することから、今後当該プログラムを希望する医学生が増えることが期待されるが、定員が1名の場合、相談やアドバイスをし合える同一プログラムの研修生がいない状況で研修を受けることとなり、医学生が当該プログラムへのマッチングを避けてしまう傾向を回避するため。

※2 事前選考による選考方法については、従来どおりとする。

### 3 臨床研修病院における令和5年度研修医募集定員（案）について

### 資料3-2

病院名	所在市区町村	開設者	医師少数区域	研修医受入実績 (他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含む。)			①~③の最大値A	医師少数区域加算	基礎数 ④+⑤	加算要素				病院希望定員 ⑥=A~Eの計	5年度募集定員(案)	〈参考〉4年度募集定員
				元年度受入数	2年度受入数	3年度受入数				医師派遣加算	小児科・産科プログラム加算	医師確保促進加算	地域医療重点プログラム加算			
				①	②	③	④	⑤	A	B	C	D	E			
山形県立中央病院	山形市	都道府県		15	15	14	15		15				1	16	16	16
山形市立病院済生館	山形市	市町村		6	3	9	9		9			1		10	10	10
山形大学医学部附属病院	山形市	国立大学法人		24	23	25	25		25	5	4	16	2	52	52	51
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院	酒田市	地方独立行政法人(都道府県)	○	11	11	10	11	1	12				1	13	13	13
米沢市立病院	米沢市	市町村		1	3	1	3		3			1		4	4	4
公立置賜総合病院	川西町	市町村		9	5	8	9		9				1	10	10	10
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市	市町村	○	4	4	3	4	1	5			1		6	6	5
山形県立新庄病院	新庄市	都道府県	○		1		1	1	2			2	2	6	6	5
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院	山形市	済生会		2	5	1	5		5				1	6	6	6
山形県 計				72	70	71	82	3	85	5	4	21	8	123	123	120